

香芝市告示第86号

香芝市入札等公表要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

香芝市長 三橋和史

香芝市入札等公表要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香芝市（以下「市」という。）が発注する建設工事及び建設工事に係る測量・建設コンサルタント等の業務の入札及び契約の公表について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(公表の内容等)

第2条 公表する対象、内容、時期及び期間は、別表のとおりとする。ただし、公共の安全及び秩序の維持に密接に関連する工事であって市の行為を秘密にする必要のある事項については、公表の対象としない。

(公表の方法)

第3条 公表の方法は、入札に関する事務を所掌する課室において閲覧に供し、又はインターネットを利用して行うものとする。

2 前項の課室において閲覧に供する時間は、香芝市の執務時間を定める規則（令和5年規則第3号）第1条に規定する市の執務時間とする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

対象	内容	時期	期間
<p>令第5条 第1項の 発注見通 しに関する 事項</p>	<p>(1) 建設工事の名称、場所、期間、種別及び概要 (2) 入札及び契約の方法 (3) 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）</p>	<p>毎年度4月1日以後に遅滞なく公表するものとする。ただし、当該年度の7月、10月及び1月に見直しを行い、既に公表した事項に変更が生じた場合は、変更後の当該事項を公表するものとする。</p>	<p>公表を開始した日から当該日の属する年度の3月31日までの間</p>
<p>一般競争 入札及び 指名競争 入札に参 加する者 に関する 事項</p>	<p>(1) 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格</p>	<p>左記の資格に係る申請要領の公告の日</p>	<p>公表を開始した日から香芝市建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する要綱第7条に規定する入札参加資格の有効期間が満了する日までの間</p>
	<p>(2) 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿</p>	<p>左記の名簿を作成した日</p>	
	<p>(3) 香芝市建設工事等に 係る競争入札の入札参加資格等に関する要綱（令和8年告示第85号）及び香芝市建設工事等請負業者選定基準要綱（令和8年告示第87号）</p>	<p></p>	

一般競争 入札に関 する事項	(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせる場合における当該資格 (2) 工事（業務）名 (3) 工事（業務）場所 (4) 入札日 (5) 工事（業務）概要	入札公告の日	公表を開始した日から当該日の属する年度の翌年度の末日までの間	
	(6) 入札に参加しようとした者の商号又は名称 (7) 入札参加資格がないと認めた者の商号又は名称 (8) 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額 (9) 落札者の商号又は名称及び落札金額 (10) 予定価格（ただし、事前公表しない競争入札において入札不調の場合は、公表しない。） (11) 最低制限価格 (12) 最低制限価格未満の入札者の商号又は名称	落札の決定後、速やかに公表するものとする。		
	(13) 契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の締結後、速やかに公表す		

	(14) 契約日 (15) 履行期間 (16) 契約金額	る。	
指名競争入札に関する事項	(1) 指名競争入札に参加する者を指名する基準 (2) 工事（業務）名 (3) 工事（業務）場所 (4) 入札日 (5) 工事（業務）概要 (6) 指名した者の商号又は名称 (7) 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額 (8) 落札者の商号又は名称及び落札金額 (9) 予定価格（ただし、事前公表しない競争入札において入札不調の場合は、公表しない。） (10) 最低制限価格 (11) 最低制限価格未満の入札者の商号又は名称	落札の決定後、速やかに公表するものとする。	公表を開始した日から当該日の属する年度の翌年度の末日までの間
	(12) 契約の相手方の商号又は名称及び住所 (13) 契約日 (14) 履行期間 (15) 契約金額	契約の締結後、速やかに公表する。	
総合評価落札方式に関する事項	(1) 総合評価落札方式を選定した理由 (2) 工事（業務）名 (3) 工事（業務）場所 (4) 入札日	契約の締結後、速やかに公表する。	公表を開始した日から当該日の属する年度の翌年度の末日までの間

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 工事（業務）概要</li> <li>(6) 入札に参加しようとした者の商号又は名称</li> <li>(7) 入札参加資格がないと認めた者の商号又は名称</li> <li>(8) 入札者の商号又は名称</li> <li>(9) 落札者決定基準</li> <li>(10) 落札者決定理由</li> <li>(11) 落札者の商号又は名称及び落札金額</li> <li>(12) 契約の相手方の商号又は名称及び住所</li> <li>(13) 契約日</li> <li>(14) 履行期間</li> <li>(15) 契約金額</li> </ul>		
<p>随意契約に関する事項（予定価格が400万円を超えないものを除く。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 契約の相手方の選定理由</li> <li>(2) 工事（業務）名</li> <li>(3) 工事（業務）場所</li> <li>(4) 契約の相手方の商号又は名称及び住所</li> <li>(5) 契約日</li> <li>(6) 履行期間</li> <li>(7) 契約金額</li> </ul>	<p>契約の締結後、速やかに公表する。</p>	<p>公表を開始した日から当該年度の属する年度の翌年度の末日までの間</p>
<p>契約の変更に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事（業務）名</li> <li>(2) 契約の相手方の商号又は名称及び住所</li> <li>(3) 変更契約日</li> <li>(4) 変更事項</li> <li>(5) 変更理由</li> </ul>	<p>契約の締結後、速やかに公表する。</p>	<p>公表を開始した日から当該年度の属する年度の翌年度の末日までの間</p>